特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険税及び国民健康保険給付事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐賀市は、国民健康保険税及び国民健康保険給付事務において特定個人情報ファイルを取扱うことが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識するとともに、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行うことで、常に個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐賀県佐賀市長

公表日

令和5年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
国民健康保険税及び国民健康保険給付事務					
・国民健康保険税の賦課・還付・減免に関する事務 ・国民健康保険の給付に関する事務 ・オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認事務」という。) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項に規定する公的給付の支給等のうち、次に掲げる事務及び同法第9条に規定する公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求に関する事務					
②国民健康保険の給付に関する事務 ・佐賀市基幹行政システム(国民健康保険税システム) ・滞納整理支援システム ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・国保総合システム ・中間サーバー ・国保情報集約システム ・医療保険者等向け中間サーバー等					

2. 特定個人情報ファイル名

- SHIPS国保システムDBファイル
- ・滞納整理支援システムDBファイル
- ・国保情報集約システム資格情報(個人)ファイル

3. 個人番号の利用

 <国民健康保険税・給付に関する事務>番号法第9条第1項 別表第1第16項、第30項、第101項

 法令上の根拠
 <オンライン資格確認事務>・番号法第9条第1項 別表第1、第16項、第30項・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢>(選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定
②法令上の根拠	<国民健康保険税・給付に関する事務> 番号法第19条第8号 別表第2
	【別表第2における情報照会の根拠】 ・第42項、第43項、第44項、第45項、第121項
	【別表第2における情報提供の根拠】 ・第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第8項、第9項、第12項、第15項、第16項、第17項、第22 項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第46項、第58項、第62項、第78項、第80項、第 87項、第88項、第93項、第97項、第106項、第109項、第120項、第121項
	<オンライン資格確認事務> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	佐賀市保健福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

詰求生 佐智市総務部総務注制理

ロロインノし

ᅜᄆᆛᄀᆘᅁᄭᄀᄓᆘᅁᄭᄭᄭᄭᄭᄭ

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡#

佐賀市保健福祉部保険年金課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>					
	いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		【 500人未満] 〈選択肢〉 1)500人以上 2)500人未満					
いつ時点の計数か		令和5年11月1日 時点					

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか

発生なし

| <選択肢> 1) 発生あり

2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

17 ソヘン刈泉						
1. 提出する特定個人情報	保護評価	i書の種類				
<選択肢>						
2. 特定個人情報の入手(青報提供	ネットワークシステ	ムを诵!	た入手を除ぐ	(_a)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	ACV T CHA	<選択肢> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[寺に力を入れている]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]	委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	ウシステノ	を通じた提供	を除く。) []	提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接		接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってい 2) 十分に行っている	<u></u> _

3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	Ⅱしきい値判断項目	平成27年3月1日 時点	平成28年9月30日 時点	事後	
平成29年4月1日	I-5-② 所属長	保険年金課長 福田 康則	保険年金課長 大串 賢一	事後	
平成30年1月1日	Ⅰ-1-③ システムの名称	・佐頁巾基軒仃以ンステム(国氏健康保険税ンステム) ・滞納整理支援システム ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・高額システム ・国保総合システム	・佐賀市基幹行政システム(国民健康保険税システム) ・滞納整理支援システム ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・国保総合システム	事後	
平成30年10月31日	Ⅰ-1-③ システムの名称	・中間サーバー ・佐賀市基幹行政システム(国民健康保険税システム) ・滞納整理支援システム ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・国保総合システム ・中間サーバー	・佐負市基幹行政ンステム(国氏健康保険税ンステム) ・滞納整理支援システム ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・国保総合システム ・中間サーバー ・国保積郵集約システム ・SHIPS国保システムDBファイル	事後	
平成30年10月31日	I-2 特定個人情報ファイル 名	・SHIPS国保システムDBファイル ・滞納整理支援システムDBファイル	・SHIPS国保ンステムDBファイル ・滞納整理支援システムDBファイル ・国保情報集約システム資格情報(個人)ファイル	事後	
令和1年10月31日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 ·第42項、第43項、第44項、第45項 【別表第2における情報提、第45項 《第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第12項、第15項、第17項、第22項、第26項、第27項、第 30項、第33項、第39項、第42項、第46項、第58 項、第62項、第78項、第80項、第87項、第88 項、第93項、第97項、第106項、第109項、第120 項	27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第46 項、第58項、第62項、第78項、第80項、第87	事後	
	Ⅱしきい値判断項目	平成30年10月31日 時点	令和1年10月31日 時点	事後	
令和2年3月18日	Ⅰ-1-②事務の概要	・国民健康保険税の賦課・徴収・還付・減免に 関する事務 ・国民健康保険の給付に関する事務	・国民健康保険税の賦課・徴収・還付・減免に関する事務 ・国民健康保険の給付に関する事務・オンライン資格確認等システム稼働に向けた 準備としての資格履歴管理事務、機関別符号 の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備事務」という。)	事前	
令和2年3月18日	I-1-③ システムの名称	・佐賀市基幹行政システム(国民健康保険税システム) ・滞納整理支援システム ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・国保総合システム ・中間サーバー ・国保情報集約システム	・佐賀市基幹行政システム(国民健康保険税システム) ・滞納整理支援システム ・滞納整理支援システム ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・国保総合システム ・中間サーバー ・国保情報集約システム ・医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年3月18日	Ⅰ-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第30項	 <国民健康保険税・給付に関する事務>番号法第9条第1項 別表第1第30項 <オンライン資格確認の準備事務>・番号法第9条第1項 別表第1第30項・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 	事前	
令和2年3月18日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 [別表第2における情報照会の根拠] ・第42項、第43項、第44項、第45項 [別表第2における情報提供の根拠] ・第1項、第2項、第3項第4項、第5項、第9項、第12項、第15項、第17項、第22項、第6項、第 27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第46項、第58項、第62項、第78項、第80項、第87項、第80項、第93項、第106項、第109項、第120項	〈国民健康保険税・給付に関する事務〉番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】・第42項、第43項、第44項、第45項 【別表第2における情報提供の根拠】・第1項、第5項、第3項、第5項、第5項、第5項、第5項、第5項、第5項、第5項、第6項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第6項、第58項、第93項、第7項、第106項、第109項、第120項 〈オンライン資格確認の準備事務〉・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備をとして機関別符号を取得する等)・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和2年11月18日	Ⅱしきい値判断項目	令和1年10月31日 時点	令和2年10月31日 時点	事後	
令和3年11月12日	Ⅰ-1-②事務の概要	・国民健康保険税の賦課・徴収・還付・減免に関する事務・国民健康保険の給付に関する事務・・オンライン資格確認システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得当事務(以下オンライン資格確認の準備事務」という。)	・国民健康保険税の賦課・徴収・還付・滅免に 関する事務 ・国民健康保険の給付に関する事務 ・オンライン資格確認システムに係る資格履歴 管理事務、機関別符号の取得当事務(以下オン ライン資格確認事務という。)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月12日	I−3法令上の根拠	〈国民健康保険税・給付に関する事務〉番号法第9条第1項 別表第1第30項 〈オンライン資格確認の準備事務〉 ・番号法第9条第1項 別表第1第30項 ・番号法第9条第1項 別表第1第30項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	〈国民健康保険税・給付に関する事務〉番号法第9条第1項 別表第1第30項 〈オンライン資格確認事務〉・番号法第9条第1項 別表第1第30項・番号法第5条第1項 別表第1第30項・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和3年11月12日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠		<国民健康保険税・給付に関する事務>番号法第19条第8号 別表第2 [別表第2における情報照会の根拠]・第42項、第43項、第44項、第45項 [別表第2における情報提供の根拠]・第1項、第2項、第3項、第3項、第3項、第39項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第46項、第88項、第62項、第78項、第80項、第109項、第120項 <オンライン資格確認事務>・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等)・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和3年11月12日	Ⅱしきい値判断項目	令和2年10月31日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	
令和4年11月14日	Ⅱしきい値判断項目	令和3年11月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和5年11月27日	Ⅱしきい値判断項目	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和5年11月27日	I−3法令上の根拠	<国民健康保険税・給付に関する事務>番号法第9条第1項 別表第1第30項 《オンライン資格確認事務》 ・番号法第9条第1項 別表第1第30項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	< 国民健康保険税:給付に関する事務>番号法第9条第1項 別表第1第16項、第30項、第101項 (オンライン資格確認事務>・番号法第9条第1項 別表第1、第16項、第30項・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和5年11月27日	I−4②法令上の根拠	〈国民健康保険税・給付に関する事務〉番号法第19条第8号 別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】・第43項、第44項、第45項 【別表第2における情報提供の根拠】 ・第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第9項、第12項、第15項、第17項、第22項、第6項、第 第12項、第15項、第73項、第42項、第46項、第58項、第62項、第39項、第48項、第58項、第62項、第78項、第40項、第100項、第100項、第120項 〈オンライン資格確認事務〉・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等)・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	〈国民健康保険税・給付に関する事務〉番号法第19条第8号 別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】・第42項、第43項、第44項、第45項、第121項 【別表第2における情報提供の根拠】・第1項、第3項、第3項、第1項、第5項、第1項、第6項、第1項、第5項、第12項、第15項、第16項、第17項、第22項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第46項、第87項、第89項、第49項、第89項、第46項、第58項、第89項、第91項、第109項、第120項、第121項 〈オンライン資格確認事務〉・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなインライン資格確認として機関別符号を取得する等)・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和5年11月27日	Ⅰ-1②事務の概要	・国民健康保険税の賦課・徴収・還付・減免に関する事務 ・国民健康保険の給付に関する事務 ・オンライン資格確認等システムに係る資格履 歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下 「オンライン資格確認事務」という。)	・国民健康保険税の賦課・還付・滅免に関する事務 ・国民健康保険税の賦課・還付・滅免に関する事務 ・国民健康保険の給付に関する事務 ・国民健康保険の給付に関する事務・オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務・機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認事務」という。)・公的給付の支格等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項に規定する公的給付の支給等のうち、次に掲げる事務及び同法第9条に規定する公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求に関する事務 ①国民健康保険税の還付に関する事務 ②国民健康保険の給付に関する事務	事前	